

帰国外国人留学生短期研究制度実施規程を次のように定める。

平成16年10月8日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

帰国外国人留学生短期研究制度実施規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の業務方法書（平成16年4月1日文部科学大臣認可）第40条第4号に掲げる業務として実施する帰国外国人留学生短期研究制度についての基本的な事項を定め、もってその制度の実施について適正かつ確実な運営を図ることを目的とする。

(制度の目的)

第2条 この制度は、開発途上国から我が国に留学し、現在、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍している者（以下「帰国留学生」という。）に対し、機構が、我が国の大学において、当該大学の研究者と共に短期研究を行う機会を提供することにより、開発途上国の教育、学術研究及び行政の発展と我が国の大学の学術研究及び国際交流の推進に寄与することを目的とする。

(資格及び条件)

第3条 この制度において短期研究の機会の提供を受けることができる資格を有する帰国留学生は、次の各号に掲げる条件の全てを満たすものとする。

- (1) 別に定める国・地域の国籍を有し、かつ、当該国・地域の大学等に所属し、教育、学術研究又は行政の分野に携わり、中堅的地位にあること（民間企業に従事している場合を除く。）。
- (2) 我が国での留学について、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の4の在留資格の欄に掲げる「留学」を取得していたこと。
- (3) 我が国の大学院を修了又は単位取得満期退学していること。
- (4) 年齢が45歳以下で、帰国後1年以上経過していること。
- (5) 我が国の大学の長が、この制度の趣旨に沿って、当該大学への受入れを許可すること。
- (6) 前号に規定する受入れを許可する大学（以下「受入れ大学」という。）において、共に短期研究を行う者がいること。
- (7) 我が国への入国査証の取得が確実なこと。

2 前項第6号に規定する者は、次の各号に掲げる条件の全てを満たすものとする。

- (1) 帰国留学生が我が国に留学していた際に、当該帰国留学生の教育研究指導に当

たった教員であること。

(2) 受入れ大学の常勤の教員であること。

(申請手続)

第4条 この制度による短期研究を希望する者は、受入れ大学の長を通じて、理事長に申請を行うものとする。

(候補者の推薦)

第5条 受入れ大学の長は、前条の申請があったときは、第3条に規定する資格の有無を審査のうえ、候補者として理事長に推薦を行うものとする。

(選考及び決定)

第6条 理事長は、前条による推薦があった候補者について、組織運営規程(独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第10号)第30条の規定に基づき別に設置する留学生交流事業実施委員会の審議を経て、短期研究を行うに必要な経費の支給を受ける者を、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定めるとおり決定し、受入れ大学の長を通じて本人に通知する。

(1) 第3条第1項に規定する条件の全てを満たす者 外国人研究者

(2) 第3条第2項に規定する条件の全てを満たす者 受入研究者

(経費の支給)

第7条 短期研究を行う機会を提供するため、外国人研究者に渡日旅費、帰国旅費及び滞在費を、受入研究者に受入協力費を支給する。

2 渡日旅費及び帰国旅費の支給額は、外国人研究者が所属する大学等の最寄り空港と受入れ大学の最寄り空港との間の最も経済的な経路による下級航空運賃とする。

3 滞在費として日額11,000円を支給する。ただし、滞在費の支給期間は、90日以内とする。

4 受入協力費として50,000円を支給する。

(経費の支給方法)

第8条 渡日しようとする外国人研究者は、別に定める関係書類により、受入れ大学を通じて、渡日旅費及び帰国旅費の支給を理事長に申請するものとする。

2 理事長は、前項の申請に基づき、機構が指定する旅行代理店を通じて、渡日及び帰国航空券を本人に支給する。

3 滞在費の支給を受けようとする外国人研究者及び受入協力費の支給を受けようとする受入研究者は、別に定める関係書類により、受入れ大学を通じて、理事長に申請するものとする。

4 理事長は、前項の申請を受け、必要と認める経費を本人に支給する。

(旅費を支給しない場合)

第9条 外国人研究者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条の規定にかかわらず次の各号に掲げる旅費を支給しない。

(1) 機構以外の他の機関から旅費の支給を受けるとき 渡日旅費及び帰国旅費

(2) 短期研究期間途中において一時帰国するとき 一時帰国に係る渡日旅費及び帰国旅費

(3) 短期研究終了後、直ちに帰国しないとき 帰国旅費

(滞在費を支給しない場合)

第10条 外国人研究者が次の各号のいずれかに該当する場合、滞在費の全部又は一部を支給しない。

(1) 機構以外の他の機関から滞在費の支給を受けるとき

(2) 病気その他本人の都合により短期研究期間を変更したとき

2 理事長は、外国人研究者が前項に該当する場合、すでに滞在費を支給しているときは、前項に該当する期間に相当する分の滞在費を返納させるものとする。

(研究報告)

第11条 短期研究を終了した外国人研究者は、帰国前に、別に定める関係書類により、当該短期研究の内容及び成果等について理事長に報告するものとする。

(支給の打ち切り及び返納)

第12条 外国人研究者に、短期研究を実施する上で不適切な事態が認められる場合には、理事長は経費の支給を打ち切り、必要に応じて全部又は一部を返納させることができる。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、この制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成16年10月8日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成20年規程第23号)

(施行期日)

1 この規程は、平成20年11月19日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行期日前に、すでに外国人研究者として決定された者については、なお従前の例による。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成22年規程第7号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成22年規程第31号)

(施行期日)

1 この規程は、平成22年9月30日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行期日前に、すでに外国人研究者として決定された者については、なお従前の例による。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成28年規程第25号)

この規程は、平成28年10月26日から施行する。